10月1日から国民健康保険と老人保健医療制度が変わりました!!

自己負担限度額(月額)

①一般医療対象者(70歳未満の方)

9月30日まで			新10月1日から	
上位所得者(総所得金額などが670万円以上)	121,800円＋1％(70,800円)	→	上位所得者(総所得金額などが670万円以上)	139,800円＋1％(77,700円)
一　般	63,600円＋1％(37,200円)	→	一　般	72,300円＋1％(40,200円)
低所得者(住民税非課税)	35,400円(24,600円)	→	低所得者(住民税非課税)	35,400円(24,600円)

※「1％」とは699,000円(上位所得者)、361,500円(一般)を超えた金額の1％

②老人医療受給者・70歳以上の高齢者

9月30日まで 所得区分		外来(病院ごと)	入院	新10月1日から 所得区分		負担割合	外来＋入院(世帯ごと) 外来(個人ごと)	
一　般		3,200円 大病院 5,300円 定額制届出診療所 850円／日(月4回)	37,200円	一定以上所得者		2割	40,200円	72,300円＋1％(40,200円)
				一　般		1割	12,000円	40,200円
低所得者	住民税非課税		24,600円	住民税非課税 低所得者	Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
	老齢福祉年金受給者		15,000円		Ⅰ	1割		15,000円

※「1％」とは361,500円を超えた金額の1％

※(　)内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額
※低所得者Ⅱ…世帯主および世帯員全員が住民税非課税である方
※低所得者Ⅰ…世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額65万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

9月30日まで		新10月1日から
一般(0歳以上70歳未満)3割負担	⇒	3歳未満の乳幼児　2割負担 3歳以上70歳未満　3割負担 70歳以上　1割負担 (※一定以上所得者は2割負担)

※退職者医療制度対象者本人の外来と、本人および被扶養者の入院は2割負担です。

■国民健康保険

国民健康保険の給付の対象が0歳～70歳未満から0歳～75歳未満になり、一部負担金も変更になりました(上図)。

70歳以上75歳未満の方には、保険証とは別に一部負担の割合(1割または2割)を示す「高齢受給者証」が交付されます。病院の窓口では両方を提示してください(高齢受給者証は満70歳になった月末に郵送します)。現在お持ちの保険証は、10月以降も有効です。

※すでに老人保健の対象となっている方は、75歳未満でも引き続き老人保健で医療を受けられます。

◇高額療養費の自己負担限度額が変わりました

1カ月の医療費が高額になった場合、申請をして認められると限度額を超えた分があとから支給されます。

この自己負担限度額について、低所得者の方は据え置き、一般や上位所得者については見直しされました(別表①)。

また、70歳以上の方の医療費の負担を軽くするため、新たに自己負担限度額が設定されました(別表②)。

■老人保健制度

老人保健で医療を受ける方の対象年齢が、70歳以上から75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)に変わりました。ただし、平成14年9月30日までに70歳の誕生日を迎え、すでに老人保健の対象となっている方は、75歳未満でも引き続き老人保健で医療を受けられます。

◇一部負担金が1割に、また自己負担限度額が変わりました

従来の外来の月額上限制と診療所における定額負担制度は廃止となり、老人保健でお医者さんにかかったときに支払う費用は、外来、入院ともかかった費用の1割になりました(一定以上所得者は2割を負担します)。また、医療費が高額になったときの自己負担限度額も変わります(別表②)。

◇老人保健の医療受給者証が新しくなりました

病院の窓口に提出する「医療受給者証」が一部負担割合(1割または2割)を表示したものになります。以前のものは使用できません。ご注意ください(新しい医療受給者証は9月末にお送りしましたので、ご確認ください)。

■㊟医療証をお持ちの方

老人保健法の改正に伴い、医療機関などの窓口で支払う自己負担限度額が、1割に変わります。定額制の医療機関での外来1回850円の定額負担は、廃止されました。

◆一定以上所得者とは

現役世代の平均収入以上の所得がある方(課税所得が年124万円以上の方)と、その世帯に属する方を指します。ただし、年収が夫婦2人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の方は、申請すれば「一般」の区分となり、1割負担となります。

【問い合わせ先】
◇国民健康保険のこと＝保険課給付係・加入係☎内線2382・2383・2386～2388
◇老人保健のこと＝保険課高齢者医療係☎内線2384・2385

㊞医療証・㊟医療証の一部負担額の変更

老人保健法の改正に伴い、10月1日から、㊞医療証・㊟医療証のうち、(一部)㊟の表示の受給者証をお持ちの方の一部負担が、老人医療制度に準じて次のとおり変更されました。

◆外来のみの場合(個人ごと)

1万2千円／月

◆入院を含む場合(世帯ごと)

4万200円／月、食事代780円／日

※㊟の表示のみの受給者証をお持ちの方は、変更ありません。

※㊞医療証をお持ちで右のように限度額以上の負担をされた方は、超えた分をお返ししますのでご連絡ください。

⇩㊞医療証＝子育て支援室☎内線2678・㊟医療証＝地域福祉課障害者福祉係☎内線2619

障害者サービスを利用している方へ
10月21日(月)から支援費支給申請の受付開始

平成15年4月1日から施行される「支援費制度」に係る支援費の支給申請を受け付けます。次に該当する方は10月31日(木)までに申請してください。

◇障害者ホームヘルプサービスを受けている方
◇身体障害者療護施設や知的障害者更生施設「なごみ」のショートステイを利用している方
◇知的障害者グループホーム(生活寮)に入所している方
◇措置による身体障害者施設・知的障害者施設に通所している方

対象となるサービスを現在利用している方には、事前に案内書および支給申請書を郵送します。

※北野ハピネスセンター通所・通園事業は支援費制度への移行が未定のため、決定した段階で利用者にお知らせします。なお、措置により身体障害者施設・知的障害者施設などに入所している方については、平成15年3月17日(月)から申請を受け付けます。

※施設入所者には経過措置としての支援費が支給されますが、4月以降に訪問調査のうえ、順次支給決定を行います。

⇩地域福祉課障害者相談係☎内線2617

知的障害者通所授産施設「未来工房にじ」利用者募集

社会福祉法人・にじの会が運営する施設です。

◆所在地　大沢1―6
◆通所利用者定員　23人
◆開所日　平成15年4月1日
◆授産種目　①製品製造グループ＝パン・クッキー、豆腐、加工食品(ジャム・味噌など)、織物・紙製品の製造・製作、②作業グループ＝園芸・農作業、公園・施設内整美作業、③ショップ＝喫茶・売店
◆送迎体制　自主通所が原則ですが、困難な方のために、三鷹と調布方面に送迎車を出します。

【利用者募集】
◆今回募集定員　23人
◆対象者　通所可能な15歳以上で愛の手帳をお持ちの方(住所地に限定はありませんが、自家用車送迎は不可)。
▼同会☎39―2411へ電話でお問い合わせのうえ、10月18日(金)(消印有効)までに〒181―0015大沢1―6にじの会開設準備室」へ郵送で申し込む。
※面接選考予定日を同準備室から連絡します。

⇩地域福祉課障害者相談係☎内線2617

第25回しょうがい者(児)運動会 南浦小校庭で開催

「パン食い競走」「玉入れ」などの競技や抽選会、アトラクションなど。

▽10月20日(日)午前10時～午後2時20分(雨天中止)、南浦小(一中北隣)校庭で。

▼事前にお送りした「プログラム引き換え券」を当日受付に持参してください(引き換え券をお持ちでない障害者の方は、直接受付へおいでください。

⇩地域福祉課障害者福祉係☎内線2618

あなたのまちの幸せのために赤い羽根共同募金にご協力を

赤い羽根共同募金運動が10月1日から実施されています。昨年、三鷹市には、小規模作業所などの福祉団体に31件1千93万4千839円が配分されました。今年もみなさんのご協力をお願いします。

⇩三鷹市募金委員会事務局(三鷹市社会福祉協議会地域係)☎46―1108

■おわびと訂正

9月15日発行の「広報みたか」掲載の「地域生活支援センター『ゆー・あい』オープン」の記事で、センターの電話番号に誤りがありました。

正しい番号は、☎43―9047です。

あたたかい善意

(敬称略)

■一般寄付

◇3千円　萩原雅子　◇5千300円　塚本昭　◇11万2千800円　リサイクル市民工房　◇1万円　の崎H・Y　◇1万円　WEWPチャリティ映画実行委員会　◇3万円　フリーマーケット運営委員会　◇2万円　東川敏男　◇9千4円　東京フットボールクラブ株式会社　◇3万円　三鷹商工会サービス業部会　◇1万5千655円　三鷹商工会建設業部会　◇3万2千円　三鷹商工会青年部　◇1万円　三鷹SOHO倶楽部　◇2万2千円　自転車商協同組合　◇2千円　東京土建三鷹支部井の頭分会　◇2千625円　東京土建三鷹支部牟礼分会　◇8千450円　東京土建三鷹支部深大寺分会　◇2千円　東京土建三鷹支部上連雀分会　◇6千円　植村カヨ子　◇3万3千円　匿名(3件)

■愛の一円玉募金

◇1千440円　常盤会　◇196円　新川長寿会　◇1千724円　深明会　◇1千530円　堀合友の会　◇6千488円　いなげや㈱三鷹牟礼店　◇3千933円　きいろ音俳句会　◇1千145円　上三鷹父クラブ　◇3千303円　井の頭コミュニティセンター　◇1千65円　中原三葉会　◇785円　三鷹台市政窓口　◇3千円　木村八重　◇1千900円　三鷹市赤十字奉仕団　◇1千303円　北野東晴クラブ　◇327円　高砂会

■ボランティア基金

◇1万4千163円　納涼まつり参加者一同

■市への寄附

◇100万円　栗原眞文(福祉のために)

総合オンブズマン相談室

市政のことで、あなた自身の利害に関わる苦情がありましたらお気軽にご相談ください。
市役所2階☎内線2215・FAX48―2810

相談日	担当総合オンブズマン
10月10日(木)	池田理知子さん
10月17日(木)	山崎　源三さん
10月24日(木)	池田理知子さん
10月31日(木)	山崎　源三さん

※時間は午後1時30分～4時30分。
▶予約制です。事前にご連絡ください。